

< 博士学位論文要旨 >

成年後見制度における法人後見の 果たすべき役割

— 高齢期の生活継続性を確保する支援体制の確立に向けて —

横浜国立大学大学院 環境情報学府 博士課程後期 (2014 年 9 月修了)

西森 利樹

The Positive Role of Corporate
Guardian in the Adult Guardianship
: Establishment of Support System
Ensured Continuity of Elderly Life

Toshiki NISHIMORI

Graduated School of the Environment and
Information Sciences, Yokohama National
University

要旨

本研究は、高齢期の生活継続性の確保の視点から、成年後見制度における法人後見の果たすべき役割を考察し、成年後見人等は法人によるべきことを結論づけるものである。法人後見の役割に関しては、個人後見の例外として制度化されたとして役割を限定的に捉える見解および限定的に捉えない見解がある。これに対し、本研究は、介護保険制度において重視される高齢期の生活継続性の確保の視点から、制度の立法過程全体の議論を対象とした史的研究および成年後見における生活継続性確保のあり方に関する調査研究に基づき、法人後見の果たすべき役割を考察する。従来、法人後見に関し立法過程全体を検討した研究はなかった。本研究では、法人後見が個人の例外として制度化されておらず、法人後見の役割が限定的ではないことがわかった。また、高齢期の生活継続性を確保するための成年後見のあり方に関する実証的な研究はなかった。本研究では、成年後見を行う法人は、専門的な複数の担当者によって、他機関と連携をとりながら継続的支援を確保していることがわかった。したがって、高齢期の生活継続性を確保する上で、法人後見は役割が限定的でないのみならず、積極的な役割を有する。認知症高齢者および独居高齢者の更なる増加が予想され、介護保険制度では、生活の継続性の重視に続き、地域包括ケアシステムの構築が目指されている。こうした状況に対応し、高齢者に対する安定的な支援体制を確立するためには、成年後見人等は法人がすべきである。

ABSTRACT

This paper discusses roles of corporate guardian within the adult guardianship system. Two perspectives on corporate guardian that have been suggested: (1) that it is an exceptional case of individual adult guardianship and therefore its roles should be limited, and (2) its roles should not be limited, were discussed. The investigation was conducted from the perspective of ensuring continuity of life of the elderly, by using a historical approach related to discussions during the process of legalizing this system, as well as through studies on ensuring continuity of life under adult guardianship. The process of legalizing the corporate guardian has not been investigated to date. Results of this study suggest that corporate guardian is not institutionalized, that it is regarded as an exceptional case of individual guardianship, and that the roles of corporate guardian are not limited. Furthermore, empirical studies on adult guardianship for ensuring the continuity of life of elderly people have not been conducted to date. Results also indicated that juridical persons undertaking adult guardianship are maintaining continuous support by using plural staff in charge of the elderly, and by cooperating with other institutions. Corporate guardian is expected to play positive roles in ensuring the continuity of life of the elderly persons, and not play an unlimited role. The number of elderly people with dementia and elderly people living alone is expected to gradually increase in the future. In the long-term care insurance system, continuity of life has been discussed together with the development of a comprehensive community care system. In order to establish a stable support system for the elderly, it is suggested that adult guardianship should be undertaken by a juridical person.

1. はじめに

本研究は、成年後見制度における法人後見の果たすべき役割について、高齢期の生活継続性を確保する視点から検討し、成年後見人等は法人によってなされるべきことを結論づけるものである。成年後見制度は、認知症高齢者などに対する意思決定支援（財産管理・身上監護）をするための制度であり、わが国の高齢化への対応などを背景として、平成 11 (1999) 年、それ

までの禁治産・準禁治産制度を改正する形で制定された（小林・大門，2000）。その際、法人後見（意思決定支援を行う成年後見人等を法人がすること）は法制化された。制度施行後、成年後見人等は親族の割合が減少し親族外の第三者の割合が増加しており、親族外の第三者の成年後見人等の確保は重要性を増している（西森・安藤，2010）。法人後見は、受任件数が増加する傾向にあるものの、他の成年後見人等（親族・親族以外の個人）との関係では、その割合は僅

かである。また、法人後見は、その役割の捉え方に関して議論があり、成年後見人等は個人が原則であるとして法人後見の役割を限定的に捉える見解(田山, 2000; 田山, 2002; 田山, 2007; 星野・高島・永田, 2009) および限定的に捉えない見解(新井・赤沼・大貫, 2006; 上山, 2010; 細川, 2010; 竹内, 2012)がある。結論は異なるものの、いずれの見解も適切な成年後見人等の確保により制度の実効性を図るものと解せられ、本研究も方向性を同じくする。しかし、先行研究では、法人後見の法制化の趣旨および役割の捉え方に関し見解を異にしており、また、高齢期の生活継続性を確保する視点を重視した研究は、実証的な研究も含め必ずしもなされていない。そこで、本研究は高齢期の生活継続性の確保を視点とし、法制化時における審議会等の議論の内容を対象とした史的研究所および成年後見人等(個人および法人)を対象とした調査研究の方法にもとづき、法人後見の役割を考察する。以下では、まず、本研究の視点を高齢期の生活継続性の確保とした根拠を述べ(2)、次に、法制化時の制度趣旨と法人後見の役割(3)、高齢期の生活継続性の確保と法人後見の役割を検討する(4)。その上で、法人後見の果たすべき役割を考察し、成年後見人等は法人によってなされるべきことを導く(5)。

2. 本研究の視点—高齢期の生活継続性の確保

認知症高齢者や独居高齢者世帯の増加を受け、平成17(2005)年介護保険法改正では、要介護者の生活の継続性を維持するための新しい介護サービス体系の確立が図られ、新たに地域密着型サービスが創設された。改正時の審議会等の議論(高齢者介護研究会, 2003; 社会保障審議会介護保険部会, 2004)では、高齢者の尊厳を支えるケアの確立のため、生活の継続性を維持するための新しい介護サービス体系の必要性が掲げられていた。また、改正後の介護保険事業者の不指定処分に関する裁判例(東京地判H24.10.19 賃社1605号52頁)では、地域密着型サービスの特質からサービスの継続的・安定的提供の必要性が示され、指定介護保険事業者には、サービスを継続的・安定的に提供する能力が必要であると判示された(西森, 2014)。介護保険法における生活継続性の確保は、法的な概念としても重視されているといえる。これに対し、成年後見制度は、平成11(1999)年の制定以来

改正されておらず、生活の継続性に関連する裁判例も見あたらない。成年後見制度は、認知症高齢者が指定介護保険事業者と契約する際の判断能力を補完し、意思決定を支援するための制度である。そのため、成年後見制度と介護保険制度は車の両輪であるとされており、成年後見制度においても、介護保険法の改正動向または改正内容に対応することができるような支援および支援体制が求められると思われる。また、成年後見制度は、認知症高齢者の増加や独居高齢者の増加の影響を受けうる制度であり、成年後見人等のあり方にも影響を及ぼす。そのため、高齢期の生活の継続性を維持・確保する視点を重視し、成年後見人等のあり方に関する検討をする必要がある。そこで、本研究は高齢期の生活継続性の確保を検討における視点とする。

3. 法制化の趣旨と法人後見の役割

ここでは、法人後見がどのような役割として法制化されたかを明らかにする。成年後見制度に関する民法改正は、①成年後見問題研究会(以下、「研究会」とする。)における議論、②法制審議会民法部会成年後見小委員会(以下、「小委員会」とする。)審議、③成年後見制度の改正に関する要綱試案(以下、「要綱試案」とする。)の作成、④衆議院法務委員会および参議院法務委員会(以下、「衆参法務委員会」とする。)における審査を経て制定された。従来、立法過程の全体を通じて検討したものはなかったことから、本研究は、全過程における報告書や審議会の議事録等を対象とし、法人後見の法制化の理由に関する発言内容等を検討する。

研究会では、法人後見を認める理由として、適切な個人がいない場合の対応策および成年後見人等の選択肢を広げることの二つの意見が出されていた(成年後見問題研究会, 1997)。小委員会では、研究会の議論を受け、法人後見を認めるときには、適切な個人がいない場合に限定すべきかが検討事項の一つとされていた。しかし、限定すべきとする明確な発言はなく、法人後見に肯定的な発言が複数なされた後、法人の要件・資格・利益相反に関する議論が中心になされていた(西森, 2013)。その後作成された要綱試案は、成年後見人等の体制の拡充を法人後見の法制化の理由として掲げていた(法務省民事局参事官室,

1998)。国会の衆参法務委員会では、立法担当の法務省民事局は要綱試案の内容と同様の答弁をしていた。

以上のことから、法人後見は、成年後見人等の体制を拡充する方策として法制化されており、法人後見の役割を限定的に捉える見解とは異なり、法制化時における法人後見の役割は限定的ではなかったことがわかった。ただし、高齢期の生活継続性を確保する視点が重視されていたとは必ずしもいえず、法人後見に積極的な役割があるかどうかは明らかではなかった。そこで、高齢期の生活継続性の確保との関係で法人後見にどのような役割があると言えるのかを検討する。

4. 高齢期の生活継続性の確保と法人後見の役割

(1) 成年後見制度における継続性確保の問題

成年後見事務における財産管理と身上監護は日常生活に関する事項に及び、また、成年後見人等は自由な辞任が許されないとされる(於保・中川, 2004)。そのため、法律上、成年後見事務は継続性を有するとも考えられ、それを前提とし、継続的支援が確保されていないとの指摘もある(岩田, 2004)。しかし、実際に成年後見事務の継続性に問題がありうるかは実証的に明らかではなかった。そこで、成年後見人等が成年後見事務の継続性に関わる事項についてどのような意識を有しているのかを調査した。調査に際しては、予備調査(5人)により質問項目を検討した後、専門職後見人119人を対象に無記名自記式の質問紙調査を行った。調査項目は、受任件数、受任形態などのほか、継続性に関して被成年後見等に生じうる事項(健康面の変化、経済状況の変化、転居(転院・転所を含む))および成年後見人等に生じうる事項(健康面の変化、不慮の事故(災害含む)、遠隔地への移動(出張や旅行など)、転居、私生活に対する制約)に対する心配の有無である。各項目において「心配である」が多いかどうかを見るため χ^2 検定(適合度検定)をした。

回収数は37(回収率31.1%)であり、全受任件数194件は全て個人受任であった(単独187件(96.4%)、複数7件(3.6%))。被成年後見人等に生じうる事項は、被成年後見人等が高齢者の場合と知的・精神障害者の場合の全事項において、「心配である」が有意に多い(高齢者「健康面の変化」 $\chi^2(1)=12.50, p < .01$ 、同「経済状況の変化」 $\chi^2(1)=12.50, p < .01$ 、同「転

居」 $\chi^2(1)=6.125, p < .05$ 、知的・精神障害者「健康面の変化」 $\chi^2(1)=9.00, p < .01$ 、同「経済状況の変化」 $\chi^2(1)=11.56, p < .01$ 、同「転居」 $\chi^2(1)=11.56, p < .01$)。成年後見人等に生じうる事項は、「不慮の事故(災害含む)」が、被成年後見人等が高齢者である場合および知的・精神障害者である場合ともに、「心配である」が有意に多い(高齢者: $\chi^2(1)=23.059, p < .01$ 、知的・精神障害者: $\chi^2(1)=17.64, p < .01$)。成年後見人等の「転居」については、被成年後見人等が高齢者である場合に、「心配ではない」が有意に多い($\chi^2(1)=8.758, p < .01$)。また、「私生活に対する制約」は、被成年後見人等が知的・精神障害者である場合に「心配である」が有意に多かった($\chi^2(1)=4.840, p < .05$)。

以上のことから、各事項に対する心配の多寡に差違はあるものの、成年後見人等は、成年後見事務の継続性に対する心配を有しながら職務を行っていることがわかった。実際の成年後見事務では継続性の確保が問題となり得ると言うことができよう。

(2) 法人後見における継続性確保のあり方

先行研究では、法人後見は長期的・継続的な後見に適しているとの指摘がなされていた。しかし、法人後見において実際にどのように継続性が確保されているのかは明らかではなかった。そこで、成年後見を受任している法人(社会福祉協議会34法人)を対象とし、郵送法により自記式質問紙調査を行った。調査項目は受任の有無のほか、受任類型、受任形態、担当者の有無と人数などである。また、継続的・長期的業務を確保するために取り組んでいる内容を記述回答により聞いた。各項目につき単純集計をするとともに、記述回答により得られた内容からカテゴリーを抽出した。

回収数は34(回収率100%)であり、既受任は10法人(29.4%)であった。受任件数は計112件であり、全てが法人単独での受任であった。また、記述回答から抽出されたカテゴリーは、以下の4つであった。

① 複数担当者によるチーム対応

「全員が同時に当課から移ることはない」、「チームでアプローチしている」、「担当者を複数にすること」、「偏りのない年齢層の職員の育成」、「対応可能な職員を複数養成」

② 専門的対応(専門性)

「専門の係の設置」「主に相談や金銭管理を行う専門員を配置」、「専門の金庫と貸金庫を活用」、

「社会福祉士等の専門職を配置」「専門性をもって対応できる体制」

③ 記録の完備・引き継ぎ

「詳細なケース記録を作成しており」、「結果的に人事異動時に引き継ぎが可能」、
「支援経過記録等、ファイリング注意したい」、「記録の徹底」「引き継ぎ」

④ 連携・ネットワーク

「行政やサービス提供担当者とネットワークを形成しながら」、「ネットワークの強化」、
「他機関、他職種との連携」

これらの対応は、成年後見事務の適性化と支援の充実に資するものといえる。支援の継続性を確保するためのこうした取り組みにより、職業的、専門的かつ組織的な対応を図っている法人後見には積極的な役割があると考えられる。

5. 法人後見の果たすべき役割—総合考察

(1) 法人後見の役割—先行研究との関係

先行研究では、法人後見は個人の例外的な役割として法制化されたとする見解があった。また、従来、立法過程全体を検討したものはなかった。本研究では、立法過程全体を検討した結果、法人後見は、成年後見人等の体制を拡充するための方策として法制化されたものであり、法制化時における法人後見の役割は限定的ではないことが明らかになった。また、従来、高齢期の生活継続性を確保するためのサービス体制の構築の視点を重視した研究は必ずしもなされておらず、実際の成年後見人等の後見事務の問題点や法人後見による継続性確保のあり方に関する実証的な研究はなかった。本研究では、個人による成年後見人等は継続性に対し心配を有しながら職務を行っていることがわかった。また、職業的・専門的かつ組織的な対応をしている法人後見には、支援の継続性の確保との関係で積極的な役割が認められた。

(2) 法人後見の果たすべき役割—支援体制の将来像

成年後見人等の確保は制度制定時より問題とされていた。そのため、家庭裁判所や各職能団体において成年後見人等を確保する取り組みがなされてきた。こうした、いわゆるマンパワーの充足の問題に加え、業務上横領などの不正事例の多発により、成年後見人等の質ないしは支援の質が問われている。成年後見制度は、

担い手の拡大と担い手の質の確保の問題をともに抱えている状況にある。他方、介護保険法では、平成17(2005)年改正以降、地域包括ケアシステムの構築に向けた改正が続けられている。これは、たとえ、要介護状態になった場合であっても、できるだけ住み慣れた地域における生活の継続性を維持しようとする状況を実現するためのものである。

認知症高齢者や独居高齢者のさらなる増加により成年後見のニーズの拡大が予想されるなか、社会状況や介護保険法の改正に対応しうる支援体制があつてこそ、成年後見制度の機能および実効性が確保されるといえる。成年後見制度は自己決定の尊重を理念の一つとしており、たとえ認知症になったとしても自己決定が生涯を通じて継続的に尊重され続けることは、制度理念に合致するだけでなく、高齢者の尊厳を保つためにも必要である。継続的な支援とは、高齢期の生活を必要な期間継続的に支援することであり、その支援自体が変化することなく提供されることでもある。そのため、支援が突然打ち切られるような状況または支援内容が突然変わるような状況が生じる可能性を極力廃し、安定的な支援の提供体制を構築することが重要であると思われる。

したがって、成年後見人等の確保に比べ、高齢期の生活継続性を確保するための体制として、成年後見人等は法人によってなされるべきであると考えられる。

謝辞

本研究にあたり、資料収集や調査の際にご協力いただいた関係諸機関・諸団体の皆様およびご指導をいただいた学内外の先生方ならびに助言と支えをいただいた皆様に謹んで感謝を申し上げます。

引用文献

- 新井誠・赤沼康弘・大貫正男(2006)『成年後見制度—法の理論と実務』有斐閣。
 岩田香織(2004)「知的障害者に対する成年後見制度の運用について」『静岡県立大学短期大学部研究紀要』18-W, pp. 1-14。
 於保不二雄・中川淳(2004)『新版注釈民法(25)親族(5)改訂版』有斐閣。
 上山泰(2010)『専門職後見人と身上監護(第2版)』民事法研究会。
 高齢者介護研究会(2003)「2015年の高齢者介護～

高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」厚生労働省 HP < <http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/3.html> > (2014.09.15) .

小林昭彦・大門匡 (2000) 『新成年後見制度の解説』金融財政事情研究会.

社会保障審議会介護保険部会 (2004) 「介護保険制度の見直しに関する意見 (平成 16 年 7 月 30 日)」厚生労働省 HP < <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/07/dl/s0730-5a.pdf> > (2013.02.15) .

成年後見問題研究会 (1997) 『成年後見問題研究会報告書』金融財政事情研究会.

竹内俊一 (2012) 「法人後見の利点と課題」赤沼康弘『成年後見制度をめぐる諸問題』新日本法規, pp.118-127.

田山輝明 (2000) 『成年後見法制の研究』成文堂.

田山輝明 (2002) 『続・成年後見法制の研究』成文堂.

田山輝明 (2007) 『成年後見読本』三省堂.

西森利樹・安藤孝敏 (2010) 「成年後見人等の担い手

の変化と今後の方向性－制度の性質の変遷と家族形態・家族機能の変化の観点から－』『応用老年学』4 巻 1 号, pp. 60-67.

西森利樹 (2013) 「立法過程からみた法人後見の制度趣旨－成年後見小委員会審議を中心として－」『横浜法学』22 巻 2 号, pp. 231-255.

西森利樹 (2014) 「地域密着型サービス事業者の指定とサービスの継続的・安定的提供能力」『賃金と社会保障』1605 号, pp. 46-51.

法務省民事局参事官室 (1998) 『成年後見制度の改正に関する要綱試案の解説－要綱試案・概要・補足説明』金融財政事情研究会.

星野美子・高島さち子・永田啓造 (2009) 「社会福祉法人における法人後見の取組み」『実践成年後見』29 号, pp. 38-44.

細川瑞子 (2010) 『知的障害者のための成年後見の原理 (第 2 版)』新山社.